

○私事旅行

・概要

- (1) 校長及び職員が外国に私事旅行をするときに「外国（私事）旅行届」を教育長に提出しなければならない場合がある。また、校長及び職員が宿泊を伴う国内の私事旅行をするときに「私事旅行届」の提出を要する市町村がある。

・関係法令等

- (1) 市町村学校管理規則

＜参考＞白河市立小学校及び中学校管理規則

第31条 校長及び職員は、外国に私事旅行をするときは、当該旅行の14日前までに旅行計画書を付して外国旅行届（第20号様式）を教育長に提出しなければならない。ただし、20日以内の職員の私事旅行にあつては、この限りでない。

＜参考＞会津若松市公立小・中学校管理規則

第24条 校長及び職員は、宿泊を要する私事旅行をするときは、私事旅行届（第30号様式）を校長は教育長に、職員は校長に提出しなければならない。ただし、5日以内の職員の私事旅行にあつては、この限りでないが、連絡先は校長に報告するものとする。

・留意事項

- (1) 外国旅行届

- ① 外国に私事旅行をする場合も下記「私事旅行届」を提出する市町村がある。
- ② 旅行計画書（旅行会社の旅行行程表等）の添付が必要な市町村がある。
- ③ 提出を要する日数・提出期限等は市町村によって異なるので、各市町村の市町村学校管理規則による。
- ④ 校長、職員ともに教育長（地教委）に提出する。

- (2) 私事旅行届

- ① 国内の私事旅行については届出が不要な市町村がある。
- ② 提出を要する日数等は市町村によって異なるので、各市町村の市町村学校管理規則による。
- ③ 校長は教育長に、職員は校長に提出する。

以 下 余 白